

## 狭山商工会議所グリーンライフ共済制度慶弔費支払い基準に関する内規

### (目的)

第1条 この内規は、狭山商工会議所グリーンライフ共済制度慶弔費支払い基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (慶弔費の種類)

第2条 慶弔費の種類は次のとおりとする。

- (1) 病気による入院見舞金
- (2) 事故による通院見舞金
- (3) 結婚祝金
- (4) 出産祝金

### (慶弔費の額)

第3条 慶弔費の額については被共済者の加入口数に応じて、1口につき10,000円を支払うこととする。

### (支払い基準)

第4条 次の各項に被共済者が該当した場合で、第5条に定める請求期限内に請求を受けた場合、当所の審査を経て第3条に定める所定の金額を契約者へ支払う。

#### 1. 病気による入院見舞金

- (1) 病気により5日以上入院をした場合。但し、保険期間中1人1回を限度とする。
- (2) (1)の基準を満たしていても支払いできない事例
  - ・同じ病気での請求
  - ・ガン等の転移性の高い病気による他患部への転移を事由とする請求
  - ・合併症を事由とする請求(例) 糖尿病の合併症で白内障を患った等

#### 2. 事故による通院見舞金

- (1) 不慮の事故により5日以上通院をした場合。但し、保険期間中1人2回を限度とする。
- (2) (1)の基準を満たしていても支払いできない事例
  - ・1事故につき2回の請求
  - ・ギックリ腰を事由とした2回目以降の請求
  - ・傷害に該当しない腱鞘炎・リュウマチ・関節炎・四十肩等の慢性的疾患を事由とする請求

### 3. 結婚祝金

(1) 入籍日を基準とし、1年以上の加入実績がある被共済者が結婚した場合。

### 4. 出産祝金

(1) 出産日を基準とし、1年以上の加入実績がある被共済者に子供が生まれた場合。

ただし、1回の妊娠出産につき加入口数分の支払いとする。また、多胎による出産の場合でも1回の妊娠出産とする。

(請求期限)

第5条 請求事由が発生してから3年間を請求有効期間とする。

### 附 則

この内規は、平成19年8月1日から施行する。

この内規は、平成19年10月19日から施行する。

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

(請求有効期間を2年間から3年間に変更)

この内規は、平成23年10月1日から施行する。

(請求できる限度が1人年1回もしくは年2回を保険期間中1人1回もしくは2回とあらためる)

この内規は、令和2年6月1日から施行する。

(福祉団体定期保険の保障を受けた怪我を事由とする請求を削除)